

令和6年3月15日
高知県農業協同組合

「ニラ」からの適用外農薬成分の検出について

みだしのことにつきまして、令和6年3月4日（月）、当JA幡多地区管内の佐賀集出荷場で「ニラ」のそぐり作業にて「青い付着物」が確認されたため、該当生産者に確認したところナメクジ対策として「ナメククリーン3」を使用していたことが判明し、公的機関で検査を行った結果、3月14日に農薬成分の「メタアルデヒド」が食品衛生法で定められた残留基準値を超えて検出されたことの報告を受けました。

この農薬は、「ニラ」への使用が認められていません。

消費者及び関係者の皆様にご迷惑をおかけしましたこととお詫びいたしますとともに、以下にその内容をお知らせします。

記

1. 経過と対応

令和6年3月4日（月）、佐賀集出荷場で「ニラ」のそぐり作業中、葉に「青い付着物」が確認されたため、該当生産者に確認したところ、ナメクジ対策として「ナメククリーン3」を使用していたことが判明しました。

該当農薬成分の「メタアルデヒド」は県内検査機関では分析できないため公的検査機関（茨城県つくば市）に検査を依頼すると同時に、該当生産者の「ニラ」について3月4日以降の出荷を停止し、当JAより2月21日から3月3日の間に県外・県内の市場等へ出荷された該当生産者の「ニラ」について回収に取り組んでいるところです。

検査の結果、「メタアルデヒド」が0.08ppm（食品衛生法上「ニラ」の残留農薬基準値は0.01ppm）検出されたとの報告を3月14日に受け、引き続き、当JAより出荷した該当生産者の「ニラ」1,428.4kgについて回収に取り組んでいます。

県外市場の都府県は、青森、宮城、福島、東京、神奈川、新潟、富山、長野、愛知、岐阜、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、香川です。

2. 再発防止対策

各生産者へは、再度、農薬の適正使用について周知し、安全・安心への取り組みを徹底いたします。

3. 農薬成分「メタアルデヒド」の健康面への影響

検出濃度から、健康被害の恐れはないと思われます。

(「1日摂取許容量 (ADI)」を超えない)

※「1日摂取許容量 (ADI)」とは、人が毎日、一生涯、食べ続けても、健康被害が生じないと考えられる量で、当件では、体重50kgの人が毎日13.75kgのニラを食べ続けても健康に影響はありません。

<参考>

「ナメクリーン3」は、キャベツ、レタス、はくさい、いちご、かんきつ等に使用が認められている農薬です。

以上